

# 消防防災に係る科学技術の高度化の推進



消防庁審議官 寺村 映

高度化といってもあまり難しいことを考える必要はない。事故災害現場での活動や災害予防活動のために便利な道具を工夫し造り出すことだと思う。この道具は、最新鋭の技術が駆使された機械装置であったり、使い勝手のよいソフトウェアであったりするわけであるが、現場のニーズを十分取り入れたものでなくてはならない。

消防防災に係る分野は、市場が狭いために民間の研究開発に期待することが困難とされている。

従って、その役割の多くは消防庁の消防研究センターが担ってきたところであるが、平成15年度からは「消防防災技術に係る競争的研究資金制度」が設けられ、産学官が連携を図り研究開発を進める体制も整備されてきた。この制度も、当初に比較すると次第に現場ニーズ対応研究開発に重点を置くようになってきた。事故災害現場では益々複雑多様化が進み、より早く実用に期することが出来る便利な道具がほしいからである。

今では、消防研究センターの研究者もありとあらゆる事故災害現場に出かけ、被害を目の当たりに見て、新たな研究課題を次々と見いだしている。しかしながら、一方ではテーマは見つかるが手が足りないという状況である。企業や大学等の研究者の消防防災分野への参加を強く望むところである。

また、従前から消防本部においても研究開発に係る組織を持っているところがあり、まさしく現場ニーズに応じた研究開発が進められて来た。消防研究センターは、独立行政法人消防研究所が廃止され国の組織に戻るという経過をたどったが、その際の国会審議での附帯決議で「消防本部の研究部門との連携を図ること。」とされており、現在、国と地方との研究開発の連携に向けて具体的な体制を整えているところである。このことによって、さらに消防防災に係る研究開発が前進するものと期待している。

建築物における火災への対応としては、火災報知設備やスプリンクラー設備等の設置の義務付けがある。これらの設備についても、最近の科学技術の高度化を背景に、より優れた便利なものが開発されてきているところであるが、現在はその勢いが少し停滞しているように感じられる。施主側が、建築物の用途・規模等に適したより便利なものを求めず、法令通りに済ませてしまうという風潮が見られる。平成15年に消防法が改正され、技術基準に性能規定化の概念が取り入れられることによって、基準の特例制度が整備されたわけであるが、残念ながら期待していた、より高度、より便利な消防設備の設置事例は多くは出て来ていない。施主をはじめとして、建築設計や施工を行う関係者の積極的なチャレンジを期待したい。

消防機関も安全のためとは言え、従前とは異なり法令レベル以上のことを積極的に指導しにくい環境になってきている。しかしながら、法令の考え方を十分説明した上で、建築物の用途・規模等に応じ、よりレベルの高い安全を確保するための方策について、適切なアドバイスをすることはむしろ必要なことではないかと思う。国民の安心・安全を守るために、もっと前向きな行動が求められているのではないか。

# 消防の動き



平成19年  
3月号

No. 432

- 平成18年度第3回消防審議会を開催
- 平成19年度における消防防災施設等の整備に係る主な財政措置について～「消防広域化支援対策」(仮称)の創設～
- 奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故における緊急消防援助隊の出動(概要)
- 全国瞬時警報システム(J-ALERT)による一部の情報の送信開始
- 大容量泡放射システム導入に向けた関係機関等の取組みについて

FDMA  
住民とともに

総務省消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



# 平成19年度における消防防災施設等の整備に係る主な財政措置について

## ～「消防広域化支援対策」(仮称)の創設～

消防・救急課

消防防災行政に必要な経費については、市町村の消防行政に必要な職員の給与費や消防車などの車両の整備に必要な経費をはじめ、都道府県における消防防災行政に必要な事務費、市町村の防災行政に必要な事務費等を普通交付税の基準財政需要額に適切に算入するとともに、国庫補助金、地方債など、様々な財政措置を講じてきました。

しかしながら、消防防災施設等の整備に対する消防防災施設等整備費補助金については、いわゆる「三位一体の改革」に伴って平成17年度及び平成18年度の2か年度で、その一部が廃止・一般財源化され、これによって、消防防災施設等の整備に対する国庫補助金の割合が低下しています。

一方、「三位一体の改革」に伴って廃止・一般財源化された消防防災設備整備費補助金の対象施設については、引き続きその整備が円滑に実施できるよう、平成18年度から「施設整備事業(一般財源化分)」として、地方債措置と地方交付税措置を組み合わせた地方財政措置が講じられています。

また、市町村の消防の広域化への取組みを支援するため、平成19年度から新たに「消防広域化支援対策」(仮称)として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政措置を講じることとなりました。

このほか、消防防災施設等の整備に対しては、「防災基盤整備事業」などの様々な地方財政措置を講じているところであり、以下、平成19年度における消防防災施設等の整備に係る主な財政措置について紹介することとします。

### 1. 「消防広域化支援対策」(仮称)の創設

平成18年6月に成立した「消防組織法の一部を改正する法律」(平成18年法律第64号)の施行に伴い、都道府県は消防広域化推進計画を定め、また、広域化対象市町村は広域消

防運営計画を作成して、自主的な市町村の消防の広域化を推進することとされていますが、このような取組みを支援するため、平成19年度から「消防広域化支援対策」(仮称)として、これらの計画作成に係る経費及び消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、市町村の消防の広域化に支障の生じることがないように、必要な財政措置を講じることとなりました。

### 消防広域化支援対策(仮称)

—平成19年度—

市町村の消防の広域化への取組みを支援するため、平成19年度から「消防広域化支援対策」(仮称)として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政支援措置を講じる。

#### 市町村分

##### I. 広域消防運営計画の作成経費

- 一圏域当たり500万円を特別交付税において措置する。

##### II. 消防の広域化に伴い必要となる経費(消防広域化臨時経費)

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費の一般財源所要額の2分の1を特別交付税において措置する。
  - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備の整備に要する経費
  - ② 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
  - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
  - ④ その他広域化整備に要する経費

##### III. 消防署所等の整備

###### 1. 一般単独事業

- (1) 広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針にもとづき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等の整備を支援する。

- ・一般単独事業債 充当率90%
- ・交付税措置 元利償還金の30%(交付税措置率 27%)

- (2) 消防の広域化に伴う消防庁舎の整備を支援する。

- ・一般単独事業債 充当率90% [通常充当率: 市町村75%(指定都市70%)]

###### 2. 消防広域化対策事業(防災基盤整備事業)

- 消防の広域化に伴い新・改築する庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備を支援する。

- ・防災対策事業債 充当率75%
- ・交付税措置 元利償還金の30%(交付税措置率 22.5%)

##### IV. 消防通信・指令施設の整備

- 消防防災施設整備事業(防災基盤整備事業(特に推進すべき事業))

- 消防通信・指令施設(消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター)の整備を支援する。

- ・防災対策事業債 充当率90%
- ・交付税措置 元利償還金の50%(交付税措置率 45%)

##### V. その他

- 国庫補助金の優先配分

- 消防の広域化を行う消防本部の消防防災施設等の整備については、各年度の消防防災施設等整備費補助金を優先配分する。

#### 都道府県分

##### I. 消防広域化推進計画の策定経費

- 所要額(平成18年度は2,945千円)を普通交付税において措置する。

上記の措置については、今後、消防の広域化の状況を踏まえ、必要に応じて見直すこととしている。

なお、消防車両等の整備については、防災基盤整備事業(緊急消防援助隊施設整備事業)、施設整備事業(一般財源化分)、過疎債、辺地債等を効果的に活用することにより、市町村の消防の広域化を計画的に推進することとしている。

対象事業については別添のとおりですが、主な財政措置は次のとおりです。

## (1) 消防署所等の整備

消防署所等の整備については、これまで地方債の元利償還金を普通交付税の基準財政需要額に算入する措置は行われてこなかったところですが、今回の消防組織法の一部改正に伴う市町村の消防の広域化に限り、①広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針にもとづき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等（消防署、出張所、分遣所、駐在所、派出所、指令センター等）の整備（土地の取得経費を含まない。）については、事業費の概ね90%に一般単独事業債（一般事業・一般分）を充当し、元利償還金の30%に相当する額を、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとなりました。

また、①の措置の対象とならない、②広域化に伴う消防本部等の庁舎の整備については、元利償還金の基準財政需要額への算入はありませんが、引き続き一般単独事業債（一般事業・一般分）の充当率を90%に引き上げることとなりました。

なお、消防の広域化に伴い新・改築する庁舎と一体的に整備する自主防災組織等のための訓練・研修施設等の整備については、引き続き防災基盤整備事業の対象とし、事業費の概ね75%に防災対策事業債を充当し、元利償還金の30%に相当する額を、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとなりました。

## (2) 消防通信・指令施設の整備

広域化及び広域共同整備に伴う消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備については、引き続き防災基盤整備事業の対象とし、事業費の概ね90%に防災対策事業債を充当し、元利償還金の50%に相当する額を、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入することとなりました。

## (3) 国庫補助金の優先配分

消防防災施設等整備費補助金については、平成19年度から全ての補助対象施設について、広域化を行う消防本部に優先配分を行うこととしました。

## (4) その他

このほか、都道府県における計画策定経費については、昨年度と同様の普通交付税

措置を、市町村における計画策定経費、広域化に伴い必要となる臨時経費については、昨年度と同様の特別交付税措置を講じることとなりました。

なお、(1)の財政措置の要件等の詳細な部分については、現在調整中であり、後日、改めてお知らせすることとなります。

## 2. 平成19年度消防防災施設等整備費補助金予算(案)

平成19年度予算(案)については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)で示された今後5年間の新たな改革に向けた出発点となる重要な予算であり、これまでの財政健全化の努力を今後とも継続していくこととされ、このため、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施するとともに、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとされました。

### 平成19年度消防防災施設等整備費補助金予算(案)

(単位：百万円、%)

事項	19年度 予算(案) (A)	18年度 当初予算額 (B)	増減 (C)=(A)-(B)	対前年度比 (A)/(B)	備考
1. 消防防災施設整備費補助金	3,351	3,455	-104	97.0	
(ア) 耐震性貯水槽	2,155	2,110	45	102.1	
(イ) 備蓄倉庫	8	0	8	皆 増	
(ウ) 画像伝送システム	473	0	473	皆 増	
(エ) 高機能消防指令センター総合整備事業	700	1,346	-645	52.0	
(オ) 広域訓練拠点施設整備事業	0	0	0	0.0	
(カ) 退避壕 等	0	0	0	0.0	
(キ) 防火水槽(林野分)	15	0	15	皆 増	
(ク) 林野火災用活動拠点広場	0	0	0	0.0	
2. 緊急消防援助隊設備整備費補助金	5,000	5,000	0	100.0	義務的補助金
(ア) 広域応援対応型消防艇	0	0	0	0.0	
(イ) 災害対応特殊消防ポンプ自動車	725	932	-206	77.9	
(ウ) 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	206	250	-44	82.4	
(エ) 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	1,003	958	46	104.8	
(オ) 災害対応特殊高発泡車	0	0	0	0.0	
(カ) 災害対応特殊屈折放水塔車	0	0	0	0.0	
(キ) 特殊災害対応自動車	100	150	-50	66.7	
(ク) 救助消防ヘリコプター	960	480	480	200.0	
(ケ) 救助消防ヘリコプターテレビ電送システム	256	110	145	231.8	
(コ) ヘリコプター高度化資機材	158	53	105	300.0	
(サ) 救助工作車 II型・III型・IV型	221	367	-146	60.2	
(シ) 救助用資機材	105	131	-26	80.0	
(ス) テロ対策用特殊救助資機材	38	38	0	100.0	
(セ) 高度救助用資機材	203	203	0	100.0	
(ソ) 高度探査装置	35	35	0	100.0	
(タ) 災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	942	1,252	-309	75.3	
(チ) 支援車 I型・II型・III型・IV型	46	36	10	127.9	
(ツ) 援助隊用支援資機材等	3	7	-4	42.9	
(テ) 消防救急デジタル無線設備	0	0	0	0.0	
合 計	8,351	8,455	-104	98.8	

※端数処理の結果、増減及び合計が一致しない場合がある。



また、地方公共団体に対して交付される国庫補助金については、前年度当初予算額を下回るよう抑制することを目指すこととされるとともに、「公共事業関係費」については、総額を前年度予算額から3%減算した額及び重点化促進加算額の合計額の範囲内とすることを基本に厳しく抑制することとされ、また、「義務的経費」については、自然増を放置することなく、制度・施策の抜本的見直しを行い歳出の抑制を図ることとされました。

このような厳しい状況の下で消防防災施設等整備費補助金については、総額83億51百万円（対前年度当初予算比1億4百万円、1.2%の減）の予算（案）を確保しました。

平成19年度の消防防災施設等整備費補助金予算（案）の内訳は、次のとおりです。

- 消防防災施設整備費補助金 33億51百万円  
（対前年度当初予算比1億4百万円、3.0%減）
- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 50億円  
（前年度当初予算同額）

また、平成19年度予算（案）における主な改正事項は以下のとおりです。

① 緊急消防援助隊設備整備費補助金について、大規模災害時における緊急消防援助隊の活動に必要な不可欠な次の設備を、補助対象設備に加えしました。

ア 阪神・淡路大震災を踏まえて平成7年度の第2次補正予算で整備した、自衛隊機（C-130）に2台同時に積載可能な「救助工作車Ⅳ型」

イ 乗車定員20名以上で支援資機材等の積載空間が確保され、指揮本部や休憩場所に活用可能な「支援車Ⅲ型（多目的高機動車）」

ウ 災害対策本部と現場指揮本部等々の連絡体制を確保するため、小型車両で通信機能等が強化された「支援車Ⅳ型（高機動支援車）」

② 財務省における零細補助金の基準との整合を図るため、消防防災施設整備費補助金又は緊急消防援助隊設備整備費補助金ごとに一団体当たりの補助金交付決定額が、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市（指定都市の加入する一部事務組合を含む。以下「指定都市等」という。）にあっては8,500万円未満（改正前は8,000万円未満）、指定都市等以外

の市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）にあっては850万円未満（改正前は800万円未満）となる場合には、補助金を配分しないこととしました。

なお、補助金を効率的かつ効果的に執行するため、平成19年度分から交付決定までの作業を約1か月前倒しすることとしていますので、ご留意願います。

### 3. 施設整備事業（一般財源化分）

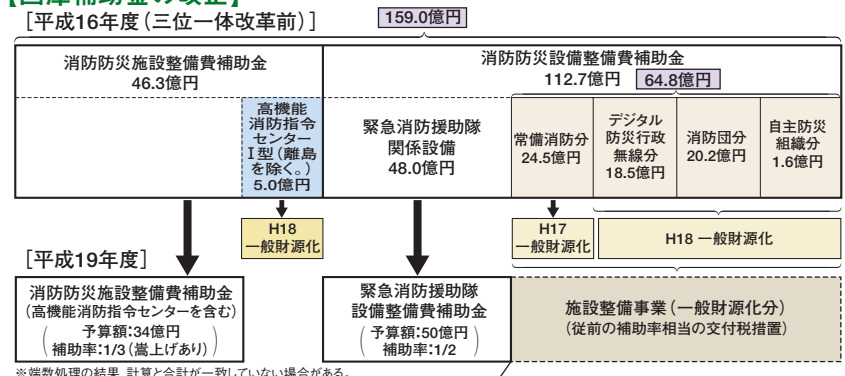
国庫補助負担金改革における施設整備に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、地方公共団体において引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、平成18年度に施設整備事業（一般財源化分）として地方債措置と地方交付税措置を組み合わせた地方財政措置が講じられ、消防防災施設の整備事業についても対象とされています。

#### （1）対象事業

廃止前の消防防災設備整備費補助金の補助対象施設

#### 消防防災施設に係る財政措置の改正

##### 【国庫補助金の改正】



##### 【改正後の地方財政措置（平成19年度）】

区分	防災基盤整備事業	施設整備事業（一般財源化分） （平成18年度創設）																
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防防災施設整備事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点施設、消防水利施設、初期消火資機材等</li> <li>・消防団に整備される施設</li> <li>・消防本部又は消防署に整備される施設（国民保護関係等）</li> <li>・防災行政無線（デジタル方式、全国瞬時警報システム（J-ALERT））</li> <li>・消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）</li> </ul> </li> <li>○消防広域化対策事業</li> <li>○緊急消防援助隊施設整備事業</li> </ul>	三位一体改革により廃止・一般財源化された消防防災設備整備費補助金の補助対象施設が対象（適性があるものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・常備消防施設</li> <li>・消防団に整備される施設</li> <li>・デジタル防災行政無線</li> <li>・自主防災組織に整備される施設</li> </ul>																
財政措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般の事業                             <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>防災対策事業債 75%</td> <td>一般財源 25%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（交付税算入率 30%）</td> </tr> </table>                             ※交付税措置率 22.5%…75%（充当率）×30%（交付税算入率）                         </li> <li>○特に推進すべき事業                             <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>防災対策事業債 90%</td> <td>一般財源 10%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（交付税算入率 50%）</td> </tr> </table>                             ※1. 交付税措置率 45%…90%（充当率）×50%（交付税算入率）                              ※2. 対象事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防団に整備される施設</li> <li>・防災行政無線（デジタル方式、J-ALERT）</li> <li>・消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）のうち広域化に係るもの。</li> </ul> </li> </ul>	防災対策事業債 75%	一般財源 25%	（交付税算入率 30%）		防災対策事業債 90%	一般財源 10%	（交付税算入率 50%）		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>施設整備事業（一般財源化分） 1/3（従前の補助率相当の充当率）</td> <td>一般財源</td> <td>繰上りがある場合はその額</td> <td>繰上り単独事業</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">補助基準額相当</td> </tr> </table> ※交付税措置率（従前の補助率相当） 従前の補助率（充当率）×100%（交付税算入率）	施設整備事業（一般財源化分） 1/3（従前の補助率相当の充当率）	一般財源	繰上りがある場合はその額	繰上り単独事業	補助基準額相当			
防災対策事業債 75%	一般財源 25%																	
（交付税算入率 30%）																		
防災対策事業債 90%	一般財源 10%																	
（交付税算入率 50%）																		
施設整備事業（一般財源化分） 1/3（従前の補助率相当の充当率）	一般財源	繰上りがある場合はその額	繰上り単独事業															
補助基準額相当																		

で、平成17年度及び平成18年度に「三位一体の改革」により廃止・一般財源化された以下の事業（適債性がある事業に限る。）

- ① 常備消防施設
- ② 消防団に整備される施設
- ③ デジタル防災行政無線
- ④ 自主防災組織に整備される施設

## (2) 財政措置

「三位一体の改革」に伴って廃止・一般財源化された消防防災設備整備費補助金の従前の補助金相当部分（補助率の嵩上げがあったものについては、嵩上げ部分を含む。）に充当可能であり、その元利償還金については、後年度、全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

## (3) その他

起債事業費の算定に当たっては、廃止前の消防防災設備整備費補助金交付要綱の例により算定した補助基準額となるため、①常備消防施設については平成16年度の補助金交付要綱の例によって、②消防団に整備される施設、③デジタル防災行政無線、④自主防災組織に整備される施設については、平成17年度の補助金交付要綱の例によって算定することとされています。

## 4. 防災基盤整備事業

大規模災害や武力攻撃事態等の発生時における被害の軽減につながる、地方公共団体における「災害等に強い安心安全なまちづくり」のための防災基盤の整備を支援します。

### (1) 対象事業

#### ① 消防防災施設整備事業

ア 防災拠点施設、消防水利施設、初期消火資機材 等

イ 消防団に整備される施設

ウ 消防本部又は消防署に整備される施設（国民保護関係等）

エ 防災行政無線（全国瞬時警報システム（J-ALERT）を含む。）

オ 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）

#### ② 消防広域化対策事業

#### ③ 緊急消防援助隊施設整備事業

### (2) 財政措置

事業費の概ね75%（特に推進すべき事業については概ね90%）に防災対策事業債を充当し、元利償還金の30%（特に推進すべき事業につい

ては50%）に相当する額が、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

※ 特に推進すべき事業とは、イ. 消防団に整備される施設、エ. 防災行政無線（デジタル方式、J-ALERT）、オ. 消防通信・指令施設（広域共同整備に係るもの）

## 5. その他

このほか、消防防災施設等の整備に対しては、合併特例事業、過疎対策事業、辺地対策事業、一般単独事業、一般補助施設整備等事業などの地方財政措置を活用することができますので、各地方団体におかれては、これらの制度を十分に活用して、市町村の消防の広域化に積極的に取り組むとともに、より自主的・主体的に必要な消防防災施設等を計画的に整備し、住民の安心安全の確保に努められることを期待しております。

なお、消防防災施設等の整備に係る主な財政措置については、最新の情報を消防庁のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

消防財政関係情報：[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/zaisei\\_info/index.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/zaisei_info/index.html)

## 消防防災施設等の整備に係る主な財政措置（平成19年度）

### 1. 消防防災施設等整備費補助金

① 消防防災施設整備費補助金 H19 予算(案) 34億円 (H18 当初予算 35億円)

補助率 1/3・1/2 (嵩上げあり)	一般財源 2/3・1/2 ※
------------------------	----------------

※一般補助施設整備等事業債、過疎対策事業債の充当可

② 緊急消防援助隊設備整備費補助金 H19 予算(案) 50億円 (H18 当初予算 50億円)

補助率 1/2	一般財源 1/2 ※
---------	------------

※一般補助施設整備等事業債、過疎対策事業債の充当可

### 2. 地方債…(交付税算入率)は、地方債発行額に対する割合です。

#### ① 施設整備事業(一般財源化分)

施設整備事業 (一般財源化分) 1/3 (交付税算入率 100%)	嵩上→	一般財源 ※	繰上 単独
---	-----	--------	----------

※一般単独事業債、過疎対策事業債の充当可。

○充当率は補助率と同様(嵩上を含む)

○起債対象事業費は補助基準額と同額(繰上単独を含まず)

#### ② 防災基盤整備事業

##### ア. 一般の事業

防災対策事業債 75% (交付税算入率 30%)	一般財源 25%
-----------------------------	----------

##### イ. 特に推進すべき事業

防災対策事業債 90% (交付税算入率 50%)	一般財源 10%
-----------------------------	----------

#### ③ 公共施設等耐震化事業

防災対策事業債 90% (交付税算入率 50%)	一般財源 10%
-----------------------------	----------

#### ④ 過疎対策事業・辺地対策事業

過疎対策事業債・辺地対策事業債 100% (交付税算入率 70% (80%))
--

※過疎地域自立促進重点事業は、過疎対策事業債により適切に配慮されます。

#### ⑤ 一般単独事業・一般補助施設整備等事業(充当率は以下のとおり)

	消防庁舎	防災及び震災対策施設	その他の消防施設
都道府県	70%	90%	85%
指定都市	70%	90%	90%
市町村	75%	90%	90%

※指定都市、市町村の消防庁舎で広域化に係るものは充当率90%

※消防組織法にもつく広域化対象市町村が、消防の広域化に伴って、消防力の整備指針にもつき行わなければならない広域消防運営計画に定められた消防署所等の整備に係るものは充当率90%、元利償還金の交付税算入率30% (交付税措置率27%)



# 奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故における緊急消防援助隊の出動(概要)

## 応急対策室

平成19年1月30日(火)奈良県吉野郡上北山村西原の国道169号で発生した土砂崩れにより走行中の乗用車が埋没し、3名が生き埋めとなる災害が発生しました。

現場は山間部の溪谷沿いを走る国道で、急斜面の崩れた大量の土砂に車両が埋没した、極めて困難な状況の中、地元吉野広域行政組合消防本部(以下、「吉野広域消防」という。)をはじめ、県内応援隊や緊急消防援助隊により、相互に連携した活動が行われました。その活動概要は次のとおりです。

### 1 事故の概要

#### (1) 事故発生日時(覚知時間)

平成19年1月30日(火)午前7時40分頃

(7時52分 吉野広域消防覚知)

#### (2) 発生場所

奈良県吉野郡上北山村大字西原 国道169号

(新伯母峰トンネルから上北山村方向へ500m進行した地点)

#### (3) 発生状況

国道169号沿い斜面の崩土により、車両1台が土砂に埋まり、車内の3名が閉じ込められた。

### 2 被害の状況

死者 3人(男性1人、女性2人)

### 3 消防隊の出動状況

#### (1) 吉野広域消防……(6隊 23人)

#### (2) 県内応援隊………(7隊 24人)

・五條市消防本部

・宇陀広域消防組合消防本部

・中和広域消防組合消防本部

#### (3) 緊急消防援助隊………(7隊 30人)

・京都府隊(京都市消防局(指揮支援部隊長、航空消防隊))

・大阪府隊(大阪市消防局(航空消防隊、救助・救急隊))

・三重県隊(三重県防災航空隊(情報収集))

・和歌山県隊(和歌山県防災航空隊(救急))

### 4 消防庁の対応

消防庁では、1月30日8時26分に、奈良県から当該事故の速報を受信し、応急対策室において奈良県等関係機関との情報連絡体制を強化。9時00分奈良県知事からの要請(航空部隊)を受け、消防庁長官は消防組織法第44条第4項の規定にもとづき、大阪市消防局、京都市消防局(指揮支援部隊長)に、同条第1項の規定にもとづき三重県、和歌山県に対し航空部隊等の出動を要請しました。

### 5 活動概要

大阪市消防局航空隊及び京都市消防局航空隊がヘリテレにより現場の情報収集を実施、映像を奈良県庁、消防庁等に配信(大阪市消防局の衛星地球局経由)。また、吉野広域消防と連携し、京都市消防局の指揮支援部隊長が緊急消防援助隊航空部隊等の活動調整を行い、ヘリコプターで出動した大阪市消防局の救助隊による救助活動や電磁波探査装置による検索活動の実施に加え、上北山中学校を地上部隊とヘリコプターとの連携活動拠点とし、救出された3名を、緊急消防援助隊航空部隊により、奈良県立医大付属病院、大阪市立病院へ搬送しました。



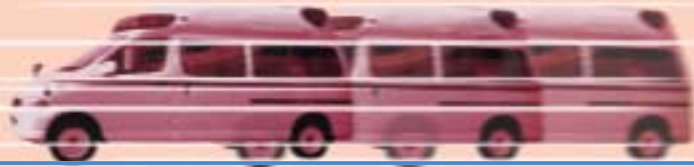
土砂崩れ現場

(写真提供：三重県防災航空隊)



活動を開始する救助隊員

(写真提供：大阪市消防局)



# 全国瞬時警報システム(J-ALERT)による一部の情報の送信開始

国民保護運用室

## 1 一部の情報の送信開始の概要等

消防庁では、平成19年度当初予算案に関連経費を計上し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備に向け取り組むこととしているところですが、このたび、これに先立って、2月9日から、17年度に実施した実証実験に協力していただいた諸団体の協力を得て、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による一部の情報の送信を開始しました。

送信の対象となる情報の範囲は、当面、以下に掲げる気象庁からの情報としています。

- ① 津波警報 (オオツナミ、ツナミの2種類)
- ② 緊急火山情報
- ③ 津波注意報
- ④ 震度速報
- ⑤ 気象警報等
- ⑥ 東海地震予知情報等
- ⑦ 臨時火山情報等

なお、上記の情報のうち、どの情報を同報無線を自動起動して住民に伝達するかは、市町村が決めることとしています。ただし、①及び②については、原則として、同報無線を自動起動して住民に伝達することとしています。

また、以上の情報のほか、消防庁及び気象庁は、現在 **全国瞬時警報システム(J-ALERT)イメージ図**

住民等への本格的な提供に向けた準備が進められている「緊急地震速報」について、住民等への情報伝達方法等について課題を抽出するため、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を用いたモデル実験の実施を検討中です。

## 2 一部地方公共団体における情報の受信及び同報無線の自動起動開始の概要

また、今回の一部の情報の送信開始に伴い、17年度の実証実験に協力していただいた地方公共団体のうち、下記のとおり、2月9日から、10都道府県において情報の受信が開始され、4市町において情報の受信及び同報無線の自動起動が開始されました。

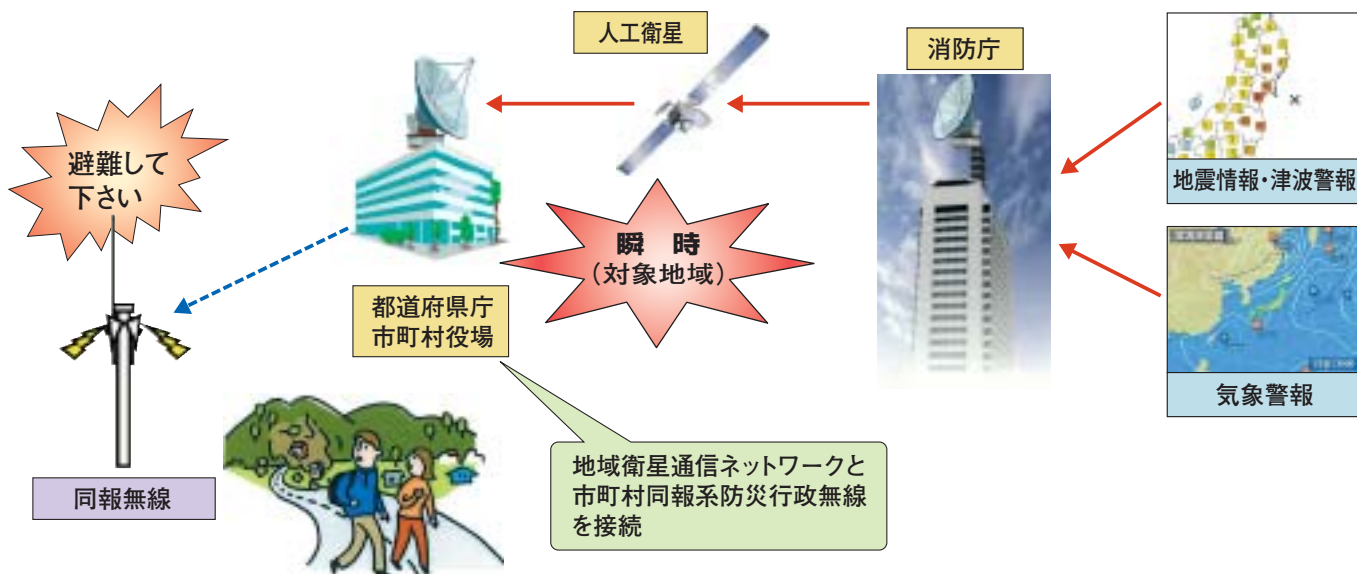
### 平成19年2月9日から情報の受信等を開始した地方公共団体

#### (1) 都道府県 (10団体)

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、福井県、長野県、静岡県、兵庫県、鳥取県、福岡県

#### (2) 市町 (4団体)

岩手県釜石市、埼玉県日高市、千葉県南房総市、兵庫県市川町



※ 市町村が、どの情報を同報無線を自動起動して住民に伝達するかを決める。





# 大容量泡放射システム導入に向けた関係機関等の取組みについて

特殊災害室

特殊災害室では、平成20年11月の大容量泡放射システム導入に向けて、関係機関が今後取組むべき課題等について検討を行い、当該検討結果を受け、平成19年1月26日に「大容量泡放射システムの配備に伴う石油コンビナート等防災計画の修正等について（平成19年1月26日付け消防特第9号 以下「9号通知」という。）」及び「広域共同防災規程作成指針及び広域共同防災規程作成指針の概説等について（平成19年1月26日付け消防特第10号 以下「10号通知」という。）」の2本の通知を関係道府県消防防災主管部長あて発出しました。本稿では、当該通知等の内容について解説することとします。

## 1 広域共同防災規程及び警防計画等の作成

大容量泡放射システム（以下「システム」という。）の配備に向け、新たに広域共同防災規程の作成指針及び概説を作成する必要があることから、関係者による検討を行い、その結果にもとづき「広域共同防災規程作成指針及び概説（以下「作成指針」という。）」を作成し、10号通知として関係道府県消防防災主管部長あて通知しました。

また、システムに関して、次に示すア～ケの9項目について、特定事業者が証明した結果を、警防計画（ア～キ）及び警防活動計画（ク）（以下「警防計画等」という。）として広域共同防災規程等の付属書として添付し、行政機関に届け出ることが必要とされていることから、各項目ごとに確認すべき事

項及び確認に必要な書類等のチェックポイントについて、「大容量泡放射システムの配置におけるチェックポイント（以下「チェックポイント」という。）」として、併せて10号通知において通知しました。

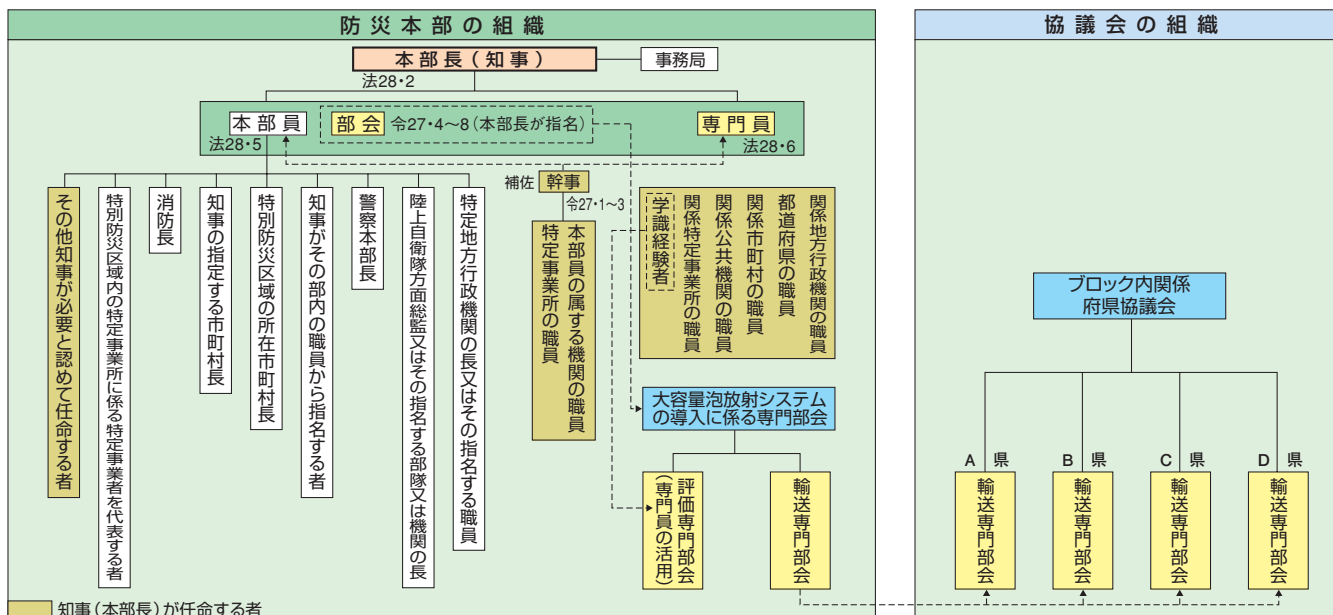
今後、広域共同防災組織（特定事業者）は当該作成指針及びチェックポイントを参考にして、広域共同防災規程及び警防計画等を作成することとなります。

- ア. 定められた性能以上の能力があること
- イ. 使用する泡消火薬剤がタンク火災に適したものであって、かつ、当該泡放射砲で使用できるものであること
- ウ. 当該泡放射砲が、適切な放射角度、放射距離に部署できること
- エ. 必要な時間内に部署できること
- オ. 大容量泡放射システムを適切に運用できる人員が確保できていること
- カ. 大容量泡放射システムを使用できる十分な水利が確保できていること
- キ. 機能を常時維持できること
- ク. 各タンクに対しての警防活動計画が適切であること
- ケ. その他

## 2 石油コンビナート等防災計画の修正

広域共同防災組織にシステムが配備される場合には、各道府県の石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」とい

図1 石油コンビナート等防災計画の修正にあたっての検討体制



う。)に、「広域共同防災組織の活動基準」に関する事項を盛り込む必要があることとされています。

したがって、広域共同防災組織がシステムを導入する場合には、防災計画を修正する責務を有する関係道府県の石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）において、関係する特定事業者、市町村（消防本部）、道府県その他関係機関の適切な役割分担のもと、ア～ケの各項目について確認・検証を実施し、その上で、システムを用いた防災活動について防災計画を修正する必要があります。

当該役割について整理すると、市町村（消防本部）については、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）第25条の指示権の前提として、警防計画等の案を前提に、ア～ケの項目について、特定事業所の現場における確認・検証等の実施、道府県については、石災法第31条の防災計画修正の前提として、特に専門的な事項及びシステムの輸送に関する事項（イ、ウ及びエ（システム配備場所から特定事業所まで））について、防災本部において、警防計画の案を前提に確認・検証を行うこととなります。

そのうち、イ及びウの項目については、確認・検証に当たり専門的な知見が必要となることから、防災本部に「評価専門

部会」を設置し、当該専門的事項に知見を有する学識経験者等を専門員として加え、確認・検証を行うことが必要になりますが、この場合、「泡放射の実施データ等、能力の有効性が確認できる資料」を危険物施設の安全確保に専門性を有する機関等による評価を経るなどして準備し、警防計画の資料として添付することとされています。

また、エの項目については、防災本部に「輸送専門部会」を設置し確認・検証を行うことが必要になります。特に、複数の府県にわたってシステムが輸送される場合は、システムが府県を越えて迅速かつ的確に輸送されるための調整を行う必要があることから、関係府県同士による協議会を設置し、各府県間の輸送計画について調整を行うことが必要になります。

このような標準的な検討体制（図1）及び平成20年11月までの標準的なスケジュール（表1）について検討を実施し、当該結果について、9号通知により、関係道府県消防防災主管部長あて通知しました。

今後の国の検討課題としては、システムの輸送のあり方、広域的な防災体制のあり方（防災訓練等）等があり、来年度早々には、関係者参加の下検討を実施し、必要に応じて関係機関あてに周知していくこととなります。

表1 石油コンビナート等防災計画を修正するにあたってのスケジュール表

	平成18年				平成19年												平成20年													
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
都道府県	＜石油コンビナート等防災本部会議＞																													
	○石油コンビナート等防災計画の修正																													
	A. 災害想定追加（浮き屋根式タンクの全面火災を想定した防災アセスメント）																													
	B. 広域共同防災組織の活動基準追加																													
	C. 大容量泡放射システムの輸送																													
	D. 広域的な防災体制（防災訓練等）																													
	＜専門部会＞																													
	B. 大容量泡放射システムの有効性の確認・検証																													
	○警防計画（案）の確認・検証																													
	C. 大容量泡放射システムの輸送																													
＜ブロック内関係府県協議会＞																														
C. 大容量泡放射システムの輸送の調整																														
＜その他＞																														
○警防計画等の相談																														
市町村	＜消防本部＞																													
	B. 大容量泡放射システムの有効性の確認・検証																													
	○警防計画等（案）の現場での確認・検証																													
	・ 防災要員を減じる措置の相談・確認																													
	＜その他＞																													
○警防計画等の相談																														
○大容量泡放射水砲用屋外給水施設設置の相談・受理																														
広域共同防災組織（特定事業者）	＜特定事業者＞																													
	B. 大容量泡放射システムの有効性についての評価																													
	○各特定事業所の警防計画等（案）の検討・作成																													
	・ 防災要員を減じる措置の相談																													
	＜広域共同防災組織＞																													
	○広域共同防災組織における警防計画（案）の検討・作成																													
＜その他＞																														
○広域共同防災規程等（案）の検討・作成・届出																														
○大容量泡放射水砲用屋外給水施設設置（案）の検討・作成・届出																														
消防庁	① 広域共同防災規程の作成指針																													
	② 大容量泡放射システムのチェックポイント																													
	③ 石油コンビナート等防災計画の修正にあたってのスケジュール・検討体制のあり方																													
	④ 大容量泡放射システムの輸送のあり方																													
	⑤ 広域的な防災体制（防災訓練等）のあり方																													
	⑥ 広域共同防災規程等の相談																													

## 「地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査」の結果について

国民保護室

消防庁においては、地方公共団体における危機管理事案への対応の実態や危機管理組織のあり方等について調査・検討を行い、その成果を地方公共団体に提供することを目的として、平成18年9月から「地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備に関する検討会」（以下、「検討会」という。）を立ち上げ、活発な議論を行っているところです。

検討会はこれまで5回開催しておりますが、その中で、今後の議論を一層充実したものにするためには、地方公共団体における危機管理体制の現状や課題を把握するとともに、地方公共団体における危機管理体制の充実・強化に関する先行的な取組みを把握することが不可欠であるという認識から、「地方公共団体における総合的な危機管理体制についての調査」を実施しました。

調査は、平成18年10月1日を調査基準日として、各都道府県（47団体）、各指定都市及び各道府県庁所在の市（49団体）、及び各特別区（23団体）の計119団体を対象に実施し、1月10日に開催された第4回の検討会において、その結果を報告したところです。

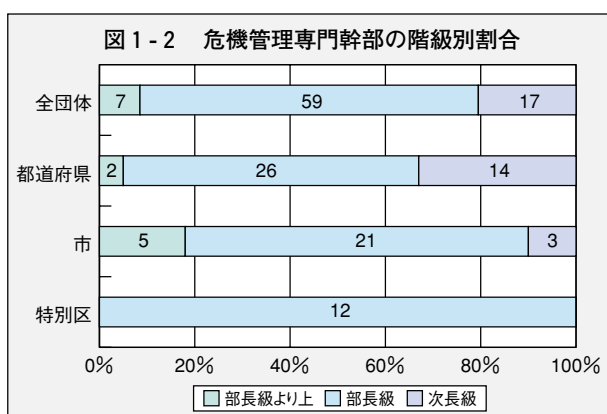
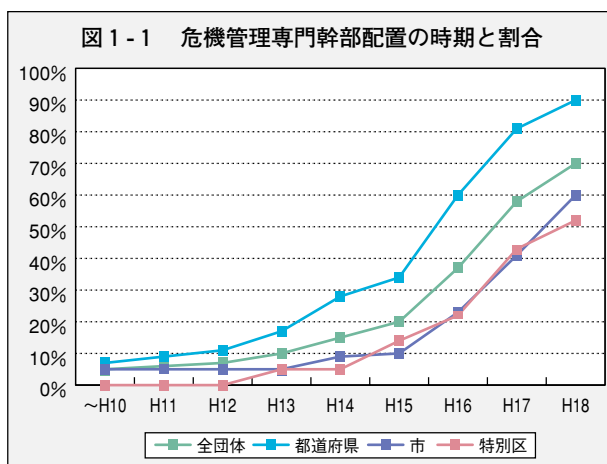
以下、当該調査結果のポイントについて、簡単にご紹介いたします。

### 1. 危機管理組織

(ア) 危機管理専門幹部 (図1-1, 1-2参照)

ここでいう「危機管理専門幹部」とは、部(局)次長級以上の幹部で、首長を補佐して危機管理対応を主たる業務として担当する専任職員のことです(ex. 危機管理監)。

都道府県においては、90%近い団体において危機管理専門幹部が配置されている一方、市及び特別区における配置状況は60%以下となっており、規模の



小さい団体ほど危機管理専門幹部職員を配置していない割合が高くなる傾向が見られます。

米国同時多発テロ(H13)やSARS患者来日事案(H15)等を踏まえて、また東海・東南海・南海地震への備えとして、危機管理専門幹部の配置を行った団体が多く、平成15年度以降配置団体数は着実に伸びてきており、しばらくこの傾向が続くことが予想されます。

危機管理専門幹部の階級については、部長級の職員を危機管理専門幹部に充てている団体が大多数ですが、少数の団体においては特別職を同幹部に充てている例が見られました。

(イ) 危機管理担当部署

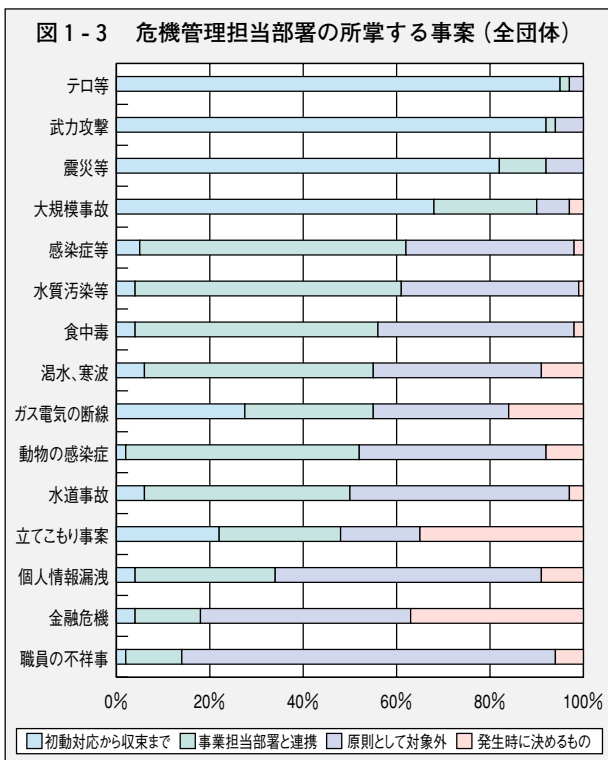
ここでいう「危機管理担当部署」とは、全庁的又は部局横断的な取組みを行う必要があるような危機管理事案が発生した場合に、一義的に全庁的な連絡調整を担当することとされている部署(概ね「課(室)」に相当する組織)をいいます。

○危機管理担当部署の所掌する事案(図1-3参照)

自然災害、大規模事故、国民保護事案については、危機管理担当部署が事案発生から収束時に至るまで一義的に所掌することとしている団体が大半です。その他ガス・電気の断線や立てこもり事案についても、20%前後の団体において、危機管理担当部署が一義的に対応を行うとの結果が得られました。

また、ほとんどの事案において、初動対応は事業担当部署が行うとしても、その後の必要性に応じて危機管理担当部署が対応を行う団体が半数を超えています。

その他、個人情報漏洩以下、直接生命や身体には影響を与えないような事案についても、20%~30%程度の団体において、危機管理担当部署が何らかの対応を行うものとされているという結果が見取れます。

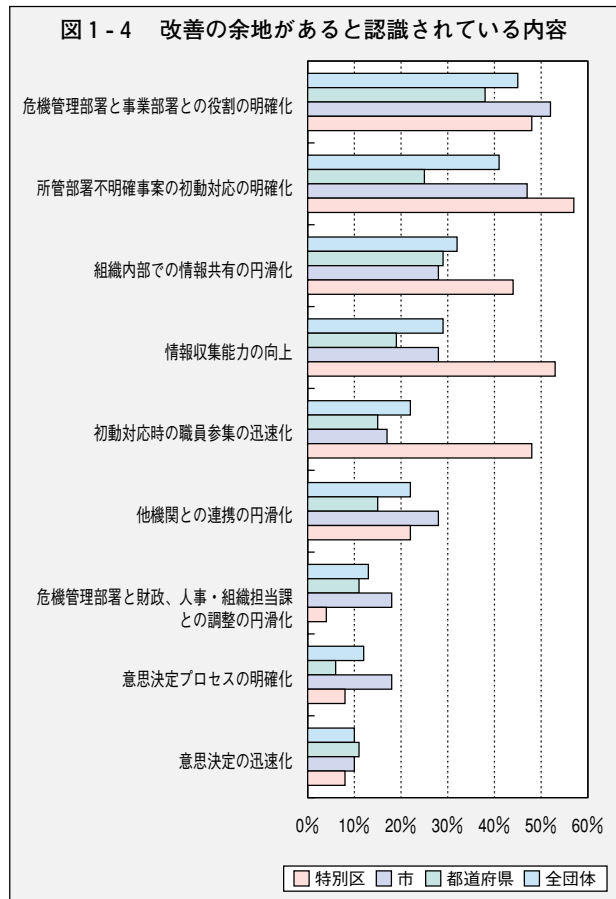


○危機管理組織について改善の余地があると認識されている内容(図1-4参照)

全体的に都道府県より市、市より特別区において、改善の余地があると認識されている事項・割合が多いことがわかります。

改善の余地があると考えられている内容については、所管部署が不明の場合の初動体制や、危機管理部署と事業部署の役割の明確化等、対応に遺漏がないようにするための団体内部での役割分担を回答した団体が多いのが特徴的です。

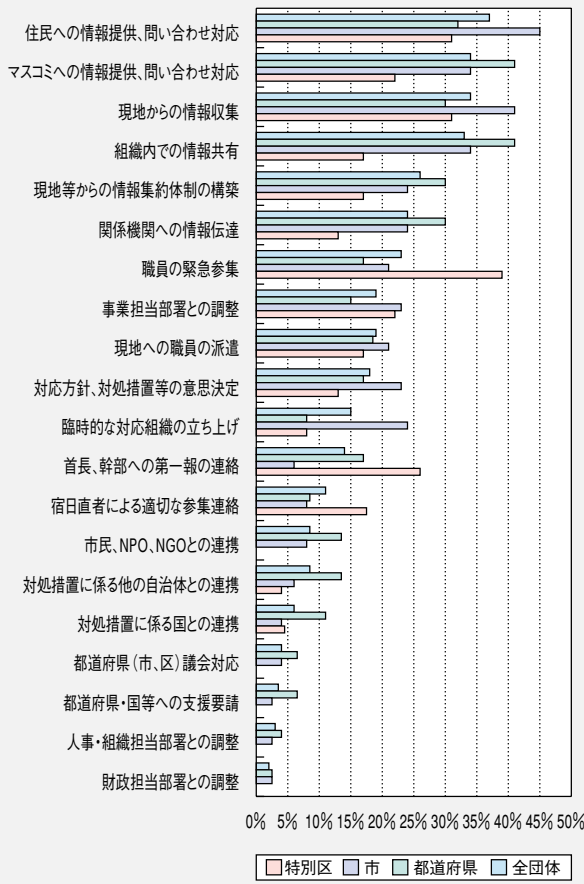
情報収集能力の向上、職員参集の迅速化については、特別区で特に認識されています。



2. 実際の危機管理事案への対応例(図2参照)

ここ5年間程度のうちで実際に経験した危機管理事案に際して、対応が不十分で課題が残ったと認識されている内容については、多くの団体において、住民・マスコミへの情報提供や現地からの情報収集、庁内での情報共有等、「情報」に関する事柄に課題が残ったと認識されていることがわかります。

図2 課題が残ったと認識されている内容



都道府県と市は、概ね同じ回答の傾向を示していますが、臨時的な対応組織の立ち上げについて課題が残ったと感じている市が多く、首長・幹部への第一報の連絡について課題が残ったと感じている都道府県が多いことが特徴的です。

そのほか、特別区において4割近くの団体が職員の緊急参集に課題が残ったと認識していることが特徴的です。

### 3. 危機管理事案発生時の初動体制

(図3-1, 3-2 参照)

全国体を平均すると、職員を中心として、概ね2名から3名の宿日直体制が整備されていますが、市においては、守衛のみで宿日直体制をとっている団体が多いという結果になりました。

都道府県、特別区においては、守衛以外の職員等も加わり、24時間体制をとっている団体の割合がおよそ80%となっています。

図3-1 宿日直体制における職員数(平均)

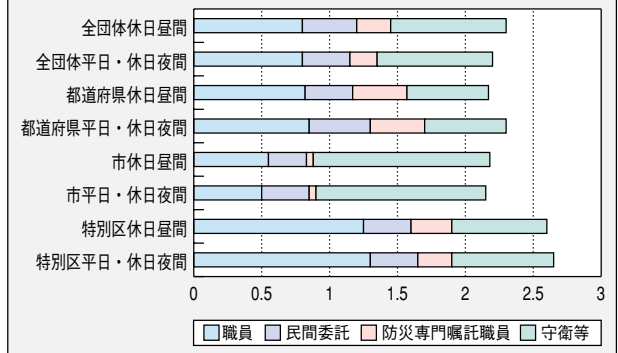
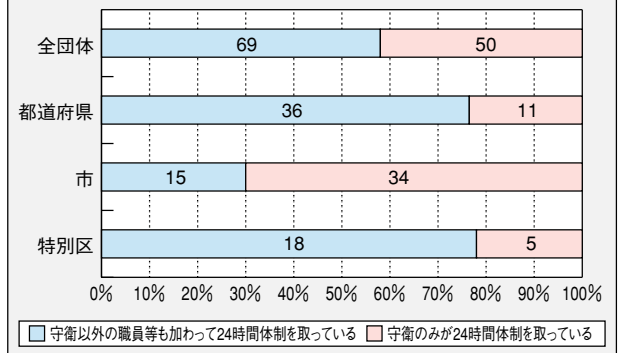


図3-2 守衛以外の職員等も加わって24時間体制を取っている団体の割合



### 4. 人材育成・研修 (図4-1, 4-2 参照)

ほぼすべての団体が危機管理担当部署の職員に対する研修が行われており、内容としては、講演会への参加、防災システム等機器の操作研修、各種訓練や図上演習の事前研修が多くなっています。

その他の内容としては、危機管理に関する知見を有する者を講師に招いた研修会や外部機関の研修への職員の派遣等が見受けられます。自衛隊施設や海外での研修を実施している団体もあります。

図4-1 危機管理担当部署職員に対する研修等の人材育成について

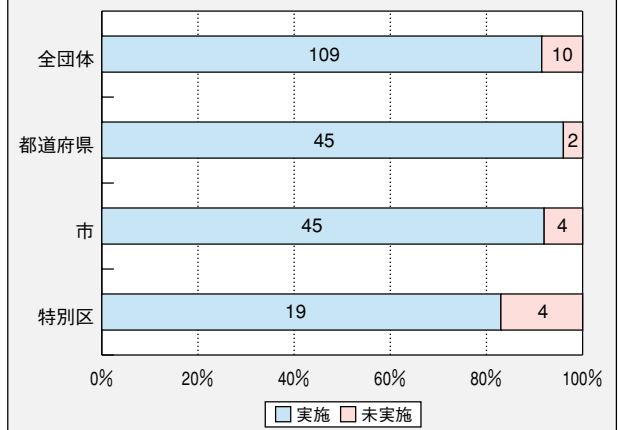
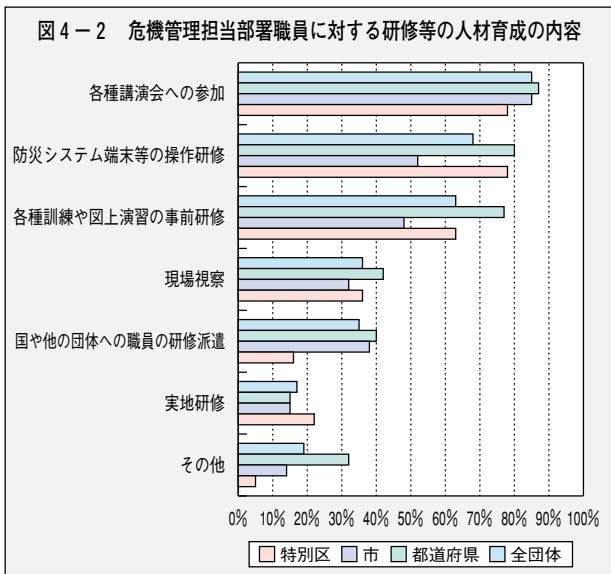


図4-2 危機管理担当部署職員に対する研修等の人材育成の内容

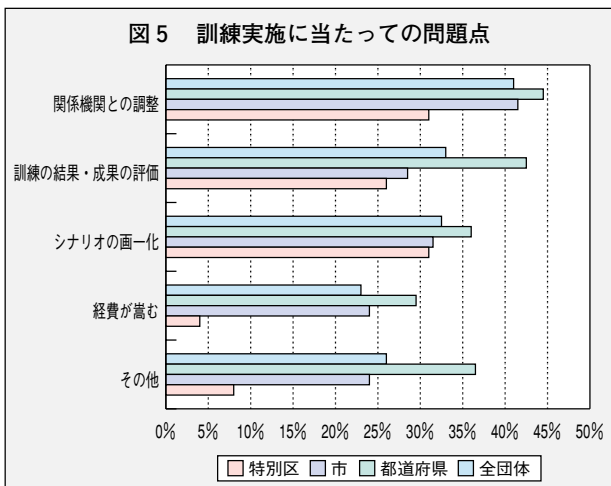


5. 訓練 (図5参照)

訓練実施に当たって苦勞している点、問題点等についてですが、ほぼすべての団体が何らかの項目について苦勞しているとの回答があり、それぞれの項目について見ても、約半数に近い団体が苦勞を感じていると回答がありました。危機管理に対する意識が向上しているからか、経費の問題よりも、その他の関係機関との調整等のほうがより多くの団体において苦勞しているという結果になっています。

その他の内容としては、特に、被害想定、危機管理部署以外の職員の参加について苦勞しているとの回答が多く見られ、特に国民保護訓練については、事態が特殊であり、被害想定が困難であるとの回答が多く見られました。

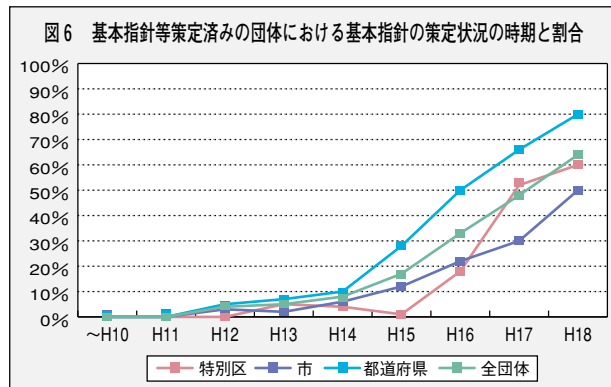
図5 訓練実施に当たっての問題点



6. (危機管理事案に係る)基本指針 (図6参照)

ここでいう「基本指針」とは、危機管理事案に的確に対応するために、特定の事案に限定せず、危機管理事案全般に対して統一的な組織のあり方や、全庁的な対応方針等を示すものです(ex.危機管理基本指針、危機管理対応マニュアル)。

図6 基本指針等策定済みの団体における基本指針の策定状況の時期と割合



平成11年度まではいずれの団体においても策定されていませんでしたが、米国同時多発テロ等を契機として近年急速に基本指針の整備が進んでおり、現在は、都道府県の約8割、市の約5割、特別区の約6割が基本指針を策定しています。背景として、社会情勢の変化や災害の複雑化・多様化に伴い、原因不明なテロ災害といったこれまでの計画等では想定されなかった事案の発生が懸念される等、様々な危機に対応するための危機管理体制整備の必要性の高まりがあります。

現時点で未策定であっても、策定中である団体も複数見られましたので、今後とも基本指針の整備率は向上していくことが予想されます。

検討会は、今年度中にあと1回開催することを予定しており、その後、平成18年度中の議論等を踏まえた中間報告書をまとめる予定です。そして、平成19年度においては、平成18年度に行った議論等を踏まえ、危機管理事案に的確に対応するために地方公共団体が有すべき機能及び地方公共団体における総合的な危機管理体制の整備方策について、議論を行っていく予定です。

検討会の会議資料につきましては、随時、消防庁のホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) に掲載していきますので、是非ご参照ください。

## 林野火災発生時における無人航空機の利用可能性に関する実証実験の結果について

特殊災害室 消防大学校消防研究センター

広域的な林野火災が発生した場合の情報収集手段として、無人航空機（UAV = Unmanned Aerial Vehicle）の利用可能性の検討に資するため、消防研究センター保有のカイトプレーンを活用し、以下のとおり実証実験を行いました。

### 1. 実験体制

**実験主体：**消防庁特殊災害室、消防大学校消防研究センター、財団法人消防科学総合センター

**実験協力：**山梨県総務部消防防災課、甲斐市、甲府地区広域行政事務組合消防本部

### 2. 実施日及び実施場所

平成19年2月5日(月)

敷島総合公園(山梨県甲斐市牛匂2814番地)

### 3. 内容

#### (1) 可視ビデオカメラによる情報収集

仮想延焼範囲内に目印として赤ランプ車両を配置し、



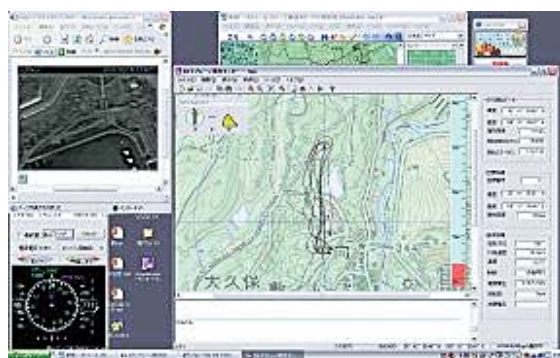
○大 型  
全長2,305mm  
全幅2,780mm



○小 型  
全長 944mm  
全幅1,320mm



実験風景



基地局で受信した飛行経路とリアルタイム映像

基地局にてリアルタイムの映像を見ながら、高度、カメラの角度、ズーム、飛行地点の座標を調整して撮影を行い、データ収集及びGPSによる緯度・経度の位置情報を取得しました。(大型及び小型のカイトプレーンを使用)

#### (2) 暗視ビデオカメラによる情報収集

昼間及び夜間に仮想延焼範囲内に熱源(火皿上の燃えている薪、石油ストーブ)を設置し、基地局にてリアルタイムの映像を見ながら、高度、カメラの角度、飛行地点の座標を調整して撮影を行いデータ収集及びGPSによる緯度・経度の位置情報を取得しました。(大型のカイトプレーンを使用)

### 4. まとめ

可視カメラ、暗視カメラとも車両や熱源を確認することができました。今後は、カイトプレーンによりリアルタイムで受信した映像や記録した映像等をもとに、情報収集手段としての有効性・活用性の評価・検討を行うこととしています。

# 第53回文化財防火デーの実施

## 予防課

文化財は、私たちの祖先が今日まで残してくれた国民共通の貴重な財産であり、一度燃えてしまうと二度と元には戻りません。文化財建造物の多くは木造建築であるため、いったん火がつくと延焼拡大が極めて速くなるおそれがあります。貴重な文化財を火災から守るためには、関係者だけでなく、地域住民等との連携・協力が必要です。

今年も文化財防火デーの1月26日を中心として、全国各地で地域ぐるみ、住民ぐるみの消防訓練等が実施されました。

### ■平成19年1月22日(月)

訓練場所：池上本門寺(東京都大田区)

池上本門寺は、日蓮聖人が今から約720年前の弘安5年(1282年)10月13日辰の刻(午前8時頃)、61歳で入滅(臨終)された霊跡です。国指定重要文化財である五重塔をはじめとして、文化財に指定された建造物や仏像等が数多くあります。

東京消防庁職員のほか、地元の大森消防団、池上本町会の市民消火隊など総勢約150名が参加して行われた訓練



池上本門寺大堂への一斉放水

(写真提供：東京消防庁)

を、高部正男消防庁長官と高塩至文化庁次長が視察しました。

### ■平成19年1月26日(金)

訓練場所：興福寺(奈良県奈良市)

法相宗の大本山で南都七大寺の一つとして知られる興福寺。寺伝によれば、天智8年(669年)山階寺の名で創



挨拶に立つ高部消防庁長官

(写真提供：奈良市消防局【興福寺】)

建、藤原氏の祖である藤原鎌足・不比等親子ゆかりの寺院で、藤原氏の氏寺です。一斉放水を行っている五

重塔(写真参照)

などが国宝に指定されているほか、文化財に指定された建造物や仏像等が数多くあり、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産でもあります。

奈良市消防局職員のほか、地元の奈良市消防団、興福寺自衛消防隊など総勢約80名が参加して行われた訓練を高部正男消防庁長官と近藤信司文化庁長官が視察しました。



興福寺五重塔への一斉放水



# 全国救急隊員シンポジウムがさいたま市で開催

## 救急企画室

「第15回全国救急隊員シンポジウム」が、財団法人救急振興財団とさいたま市消防局との共催により、1月25日(木)と26日(金)の二日間にわたって、さいたま市(大宮ソニックシティ)で開催されました。全国各地から救急隊員など4,000人を超える多数の参加がありました。

この「全国救急隊員シンポジウム」は、全国の救急隊員等を対象として、実務的観点からの研究発表や意見交換、救急業務に必要な新しい医学的知識の修得、救急隊員相互の交流の場を提供することを目指すもので、救急救命士制度発足間もない平成4年度を皮切りに、毎年一回、救急振興財団と全国の政令市を中心とする各消防本部とで共同開催され、消防の救急業務の発展に寄与してきました。

今回のシンポジウムでは、「救命に懸ける<sup>おも</sup>い あらゆる可能性への挑戦 inさいたま」というメインテーマを掲げ開催されました。

開会式終了後、「これからの救急業務に求められるもの」というテーマで帝京大学の坂本哲也教授からご講演があり、救急救命士、救急隊員の救急医療体制の中の位置付けを明確にする必要性について問題提起がありました。

そして、「惨事ストレスについて」というテーマの講演では、陸上自衛隊での惨事ストレスに対する取組みや、惨事ストレスコントロール体制について、分かりやすく説明があり、救急隊とは活動の場も組織も異なりますが、理解を深めるきっかけとなりました。

また、「救急現場におけるPAD～P～Aへの連携活動」というテーマのデモンストレーションでは、PAD(一般市民によるAED(自動体外式除細

動器)を使用した除細動)から消防ポンプ隊(P)や救急隊(A)への連携について、日本版救急蘇生ガイドラインを踏まえて改正された、地域のプロトコルを基本に展示が行われました。

その他、病院前救護における問題点や薬剤投与などの救急救命処置について、多くの消防職員から、日頃の研鑽を積み重ねた成果である発表がありました。

どの会場においても、熱のこもった講師やパネリストに対し、熱心に聞き入るプログラム参加者の姿を見ることが出来ました。

さいたま市という首都圏開催で、駅から徒歩5分という地の利のせいも、今まで最高の入場者数(4,069人)を記録しました。会場も多くの入場者を十分に受け入れる収容能力があり、とても、熱気溢れるシンポジウムとなりました。

なお、次回「第16回全国救急隊員シンポジウム」は、平成20年1月24日(木)及び25日(金)の二日間、静岡県静岡市において開催される予定です。



第15回全国救急隊員シンポジウム

# 平成18年度国際消防救助隊セミナー開催

## 参事官

### 1. 概要

消防庁では、1月31日(水)から2月2日(金)の間、滋賀県大津市唐崎の「全国市町村国際文化研修所(JIAM)」において、国際緊急援助隊救助チームの一員として派遣される国際消防救助隊員のセミナーを同研修所との共催により開催しました。

本セミナーは、派遣時における活動上の留意点や国際動向等に関する知識を習得することを目的としており、本年についても全国の国際消防救助隊登録消防本部の中から80名が参加し、国際消防救助隊としての知識をより一層深めるとともに、所属の異なる国際消防救助隊員相互の交流を深めました。

### 2. 内容

#### 「国際消防救助隊の意義」

(総務省消防庁国民保護・防災部参事官) 塚田 桂祐

#### 「我が国の国際緊急援助活動」

(外務省経済協力局国際緊急援助室長) 難波 充典

#### 「タイ王国の風習・風土 人々のものの考え方及び常識&マナー」

(大阪外国語大学外国語学部地域文化学科教授) 宮本 マラシー

#### 「国際緊急援助隊救助チームのロジスティクスについて」

(独立行政法人国際協力機構国際緊急援助隊事務局長、同オペレーションチーム) 吉田 丘、山田 知伸

#### 「国際消防救助活動と安全管理」

(東京消防庁警防部救助課安全管理係長) 竹泉 聡

#### 「トルコ共和国西部地震 国際消防救助隊派遣」

(川崎市消防局警防部警防課主査) 鈴 伊知郎

#### 「国際緊急援助隊救助チーム総合訓練に参加して」

(京都府警察七条警察署警備課兼機動隊) 加古 嘉信

#### 「救助隊と医療班の連携及び災害医療について」

#### 「国際緊急援助隊派遣事例・惨事ストレス等について」

(奈良県立医科大学高度救命救急センター医師) 畑 倫明

#### 「INSARAG米国評価参加結果報告」

(総務省消防庁国民保護・防災部参事官付国際緊急援助係長) 皆川 義久

上記の講義に加え、海外において大規模地震が発生したとの想定で、部隊の編成や活動方針等に関する設問について、数グループに分かれての討議によるシミュレーション訓練を行いました。

### 3. おわりに

今後も消防庁では、本セミナーが国際消防救助隊員の知識習得や情報交換の場として効果があがるよう研修内容の充実を図り、国際消防救助隊の技術レベルの向上に努めます。

国際消防救助隊員については、日頃の訓練において、より一層の技術の向上に努め、効果のあがる国際貢献が提供できるよう期待します。



セミナーの様子



グループ討議(災害想定シミュレーション)の様子

# 第11回防災まちづくり大賞表彰式

## 防災課

第11回防災まちづくり大賞表彰式が、去る1月29日(月)、グランドアーク半蔵門(東京都千代田区)において行われ、各受賞団体に表彰状及び副賞が授与されました。

防災まちづくり大賞は、地域のコミュニティ、事業者や地方公共団体等が行っている防災に関する様々な取組みのうち、特に優れた事例を表彰しているものです。今回の部門ごとの事例数や受賞団体数は、下記のようになっております。

部門名	一般部門	防災情報部門	住宅防火部門	計
応募数	123	15	14	153
表彰名	総務大臣賞	2	1	3
	消防庁長官賞	3	1	2
	消防科学総合センター理事長賞	5	1	6
	日本消防設備安全センター理事長賞	—	—	2
受賞団体総数	10	3	4	17



防災まちづくり大賞パンフレット

今年度は、バラエティに富んだ活動事例の応募があったことや受賞団体が特定の都道府県に集中せず幅広い地域から見られたこと、災害時要援護者対策、帰宅困難者対策などタイムリーな課題に関する事例が多かったことなどが特徴として挙げられます。

今後とも積極的に地域での防災活動に取り組んでいただく

とともに、来年度以降の防災まちづくり大賞に全国各地から多くの活動事例の応募をしていただきたいと思います。

消防庁では、今後も表彰や研修、啓発資料の提供を通じ、こうした地域の草の根の防災活動を支援していきたいと考えています。

### 第11回防災まちづくり大賞 受賞団体一覧

受賞名	部門名	都道府県	団体名
総務大臣賞	一般部門	宮城県	東北福祉大学地域減災センター
		東京都	東京駅・有楽町駅周辺地区帰宅困難者対策地域協力会
	防災情報部門	福岡県	ふくおかコミュニティ無線推進協議会
消防庁長官賞	一般部門	千葉県	千葉県立市川工業高等学校建築科耐震研究班
		和歌山県	磯の浦自治会(磯の浦地区自主防災会)
		山口県	ほろふ 防府/防災ネットワーク推進会議
	防災情報部門	岡山県	倉敷コミュニティ・メディア(KCM)、倉敷市
住宅防火部門	東京都	東京都電気工事工業組合豊島地区本部本郷支部	
	熊本県	天草広域連合中央消防署有明分署	
消防科学総合センター理事長賞	一般部門	群馬県	ほろな さんく 榛名山区災害応急対策委員会
		東京都	桜丘一丁目町会
		神奈川県	せの 瀬谷区連合町内会自治会連絡会
		福井県	湊地区自主防災会連絡協議会
	香川県	川西地区地域づくり推進協議会	
防災情報部門	東京都	深川災害時支援ボランティア	
日本消防設備安全センター理事長賞	住宅防火部門	青森県	弘前地区消防防災協会
		福島県	しもつづら 下綴女性消防クラブ



表彰式で挨拶を行う高部正男消防庁長官



表彰を受ける東北福祉大学地域減災センター



山口県 下関市消防局  
消防局長 湯本 節

自然と歴史と人が織りなす交流都市  
「しものせき」

下関市は、山口県の南西端で本州の最西端に位置し、潮流渦巻く関門海峡を隔てて対岸の九州(北九州市)に面し、西は玄界灘、東は瀬戸内海と三方を海に囲まれ、古くから九州や大陸方面を結ぶ内外の交通の要衝として発展した港町で、豊かな自然や歴史、文化を活かしたまち



本州西端と九州北端を隔てる関門海峡

づくりや世界に開かれたまちづくりが進められ、港湾、商工、農林、水産、観光と幅広い都市機能を持つ山口県下最大の都市です。

歴史的には平家終焉の地であり武家社会の出発点となった「壇の浦古戦場」、武蔵と小次郎の戦った「巖流島」、さらにはその武家社会から近代国家の原点となる明治維新発祥の地として、常に歴史のターニングポイントにはその重要な舞台となり、NHK大河ドラマでも数多く紹介されています。今も奇兵隊を創設した高杉晋作を始め、幕末維新の志士達の息吹を始め旧跡が数多く残っており、毎年多くの観光客が訪れています。

産業は主に水産業が盛んで、「ふく」は全国的にも有名ですが、他にも近代捕鯨発祥の地として栄え、また「あんこう」の水揚げ量も日本一で下関ブランドとして全国に美味・珍味を発信しています。

平成17年2月13日には当市と隣接する4町とが合併し、人口29万5,000人、総世帯数は12万8,000世帯、面積716km<sup>2</sup>の新下関市がスタートするとともに、同年10月1日に県内で初めての中核市に指定され、「自然と歴史と人が織りなす交流都市」を基本理念とし、自然と人、人と人、ふれあいで輝く共創のまちづくりを目指して都市

基盤、生活・自然環境、産業振興などの7つの将来像を設定し、「元気」「つながり」「共創」をキーワードに新しい街づくりのため、さらなる飛躍を目指しており、このようななか、それまでの広域消防(昭和47年スタート)から合併を期に単独市消防局として再スタートしたばかりです。1局、6署、5出張所、322人の消防職員をもって、複雑大規模化する災害に対処すべく消防活動技術の充実強化、火災予防対策の推進を目標に各種施策を推進しています。特に、国際消防救助隊の登録本部として、また山口県緊急消防援助隊の代表消防機関として県内消防本部の牽引役を果たしています。

消防団活動においても、合併に伴う組織等の改編を図るため、消防団組織等検討委員会を設置し、方面隊制の導入、団員の確保、女性団員の増員、機能別団員等について検討しています。

また、恒例の消防出初式では市民の皆様より好評を博している消防職・団員が披露するはしご乗り演技は、今年で第20回目を数え、3梯のはしごの上で見事にこなす勇壮な息の合った技に毎年多くの市民から歓声が沸いています。



出初式で披露された「はしご乗り」

おわりに

消防行政においては、今後、消防の広域再編、消防救急無線のデジタル化・共同運用化など課題が山積していますが、「安全で安心なまちづくり」をスローガンに、市民の負託に応えるべく職員一丸となって消防使命達成に努めていく所存であります。

## 緊急消防援助隊設備整備費補助金の補助メニューの充実

応急対策室

緊急消防援助隊整備費補助金は、平成15年6月に緊急消防援助隊が消防組織法に位置付けられたことに伴い、緊急消防援助隊用消防車両等の計画的な整備を国として進めるために、部隊を構成する市町村等に対して行う補助制度です。

緊急消防援助隊整備費補助金における補助対象施設は、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」にもとづいて整備される施設で「緊急消防援助隊に関する政令」で定めるものがその対象とされ、その経費について予算の範囲内で国が補助することとしています(消防組織法第49条第2項)。

なお、「緊急消防援助隊に関する政令」で定める対象施設は、

- ① 消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車、その他の消防用自動車
- ② 航空機、消防艇
- ③ 救助用資機材、救急用資機材等
- ④ 消防救急デジタル無線等

です。

消防庁では、緊急消防援助隊の更なる体制の充実・強化を図るために、平成19年度より新たな補助メニュー(補助対象設備)を追加しましたので紹介します。

### 1. 「救助工作車」の充実

救助工作車の補助対象として、従来のⅡ型、Ⅲ型に加え新たに「Ⅳ型」を追加しました。

#### (1) 概要

大規模災害時において、迅速で確実な救助体制を図るため、従来の救助工作車Ⅱ型、Ⅲ型(通常の救助資機材に加えて高度救助資機材を積載)に加え、新たに救助工作車Ⅳ型を追加しました。この救助工作車Ⅳ型は、航空機(航空自衛隊C-130を想定)に積載できる小型の救助工作車を2台1組で運用することにより、必要な人員・資機材を機動的に被災地に投入し、効果的な人命救助活動を行うことを目的とします。

#### (2) イメージ

- ・自衛隊機(C-130)に積載可能な小型の救助工作車。
- ・コンパクト化により狭隘道路等での高い走破性が発揮され、救助活動効率の向上が期待できる。
- ・2台1組で運用する車両で、不整地での走破性に特に優れた4輪駆動方式のトラックシャーシをベースとする。
- ・ウインチ等を装備し2台に分割積載することにより、救助工作車Ⅲ型と同等の救助資機材を積載(通常の救助資機材に加えて高度救助資機材を積載)する。



2台1組で運用



自衛隊のC-130輸送機に積載



## 2. 「支援車」の充実

支援車の補助対象として、従来のⅠ型、Ⅱ型に加え、新たにⅢ型・Ⅳ型を追加しました。

### (1) 概要

緊急消防援助隊は被災地において、72時間以上の衣・食・住等を含め自己完結を基本に活動する必要があります。活動隊の規模や様々なニーズに応じた支援活動を行うため、従来のⅠ型(活動隊員の生活環境を確保する)、Ⅱ型(必要な装備資機材の輸送)に加え、新たに支援車Ⅲ型・Ⅳ型を追加しました。

### (2) イメージ

#### ア 支援車Ⅲ型

- ・乗車人員は20人以上で、車両の後部に資機材等積載スペースを確保することで、被災現場における、人員及び援助隊用支援資機材等を同時に搬送することが可能な車両。
- ・車両後部に積載資機材の積み下ろしのための扉を有する。
- ・悪路走破性の高い4輪駆動方式のマイクロバスがベース。



支援車Ⅲ型

#### イ 支援車Ⅳ型

- ・緊急消防援助隊が活動時の通信機能等連絡体制を強化するため、消防無線設備を複数設置し、ファクシミリ等のデータ伝送装置を有する。
- ・特に悪路走破性と機動性の高い小型の4輪駆動車両。  
(普通車ベースのSUV車両)

消防庁ではこのような取組みを図ることにより、国民の安心・安全を確保するため、今後とも緊急消防援助隊の体制整備の充実強化を継続的に実施していきます。



ワンボックスタイプ



ジープタイプ



高性能4WDタイプ

## 防災教育の総合展開

消防大学校では、実務講習の危機管理・防災教育科として、トップマネジメント、防災実務管理、国民保護、自主防災組織育成の4コースを設置し、防災教育を総合的に展開しています。

各コースの概要と平成19年度計画については表の通りですが、ここで平成18年度における各コースの様子とその成果について紹介します。

### 1. トップマネジメントコース

(平成18年8月、平成19年2月)

地方公共団体での大規模災害発生時等における首長を中心とした対応能力の修得を目的に、本年度も東京・千代田区のスクワール麹町において行われました。

講義「自然災害に対する危機管理－過去間に学ぶ－」では、吉井博明先生から最近発生した事例をもとに、実際に現場で得た体験から、教訓と今後の対策等を具体的かつ客観的に教授されました。

また、「状況予測型図上訓練」では、日野宗門先生の指導により震災時の危機管理対応を組み立てる演習を実施し、その評価・検証には、前・芦屋市長で弁護士であ



状況予測型図上訓練の評価検証を行う  
トップマネジメントコースの参加者

る北村春江氏や、国や地方自治体の担当者も加わって、現場の視点と行政の対応の両面から参加者と一体となって深い考察がなされました。

### 2. 防災実務管理コース (平成18年12月、平成19年2月)

地方公共団体における防災実務管理者等の知識と能力の向上を図るため、野口和彦先生による危機管理理論、坂本朗一先生による図上訓練等の授業を行っています。

参加者からは、「危機管理に対する視野、見るべき視点が広がった。」「県、市の防災担当者の考えもわかり意思の疎通を図ることができた。」などの意見が寄せられています。



DIGによる図上訓練を経験する防災実務管理コースの学生

### 3. 国民保護コース (平成18年11月、平成19年2月)

地方自治体における国民保護行政の実務を担う職員として、国民保護法をはじめとする国民保護制度のあらましを理解し、国民保護事案発生時にそれぞれの団体において、迅速・的確な対応がとれる人材を育成することを目的に、青山繁晴先生による「国家危機対応」などの授業を行っています。本年度は佐藤正典国民保護運用室長による「ケーススタディ」や厚生労働省担当者による

「救援対策」の授業を加えるなどして内容の充実を図りました。

参加者からは、「各担当者が抱えている問題点や重要だと認識している事項、それに対する解決手段等の意見を共有できた。」「新たな視点で国民保護政策について考えることができ非常に有益であった。」などの意見が寄せられています。



課題研究で討議する国民保護コースの学生

#### 4. 自主防災組織育成コース（平成19年1月）

自主防災組織の育成担当者等の知識と能力の向上を図るため、小澤浩子先生による「話し方技法」、山崎洋史



図上訓練運営の手法を学ぶ自主防災育成コースの学生

先生による「教育技法」、そして「災害図上訓練」等の授業を行っています。本年度は自主防災組織活動で成果をあげている団体の代表者による活動事例紹介の時間を増やすなどして、教育内容の充実を図りました。

参加者からは、「授業で学んだ知識や、全国各地で自主防災組織活動に携わっている方々の苦労話なども聞いて、大変参考になりました。今後の自主防災組織の指導に役立てていきたい。」「一方向の授業だけでなく、班の討議と発表を通じた実践的な内容がよかった。」などの意見が寄せられています。

### 平成19年度消防大学校実務講習 ～危機管理・防災教育科～

コース名	目的	主な内容	回	定員(名)	教育期間	教育日数(日)	区分
トップマネジメントコース	地方公共団体の首長等に対し、大規模災害発生時における対応能力を修得させる。	危機管理、状況予測型図上訓練の実施・評価・検証	第5回	68	8/8(予定)	1	日帰り
			第6回	68	11/1(予定)	1	
防災実務管理コース	地方公共団体の防災実務管理者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	危機管理、防災に関する行政動向、多様な図上訓練、実務研究	第6回	108	10/22～10/26	5	入寮
国民保護コース	地方公共団体の国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	危機管理、国民保護に関する行政動向、関係機関との連携、演習、実務研究	第5回	108	1/7～1/11	5	入寮
自主防災組織育成コース	自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。	自主防災活動の推進、話し方技法、多様な図上訓練、事例研究	第3回	48	2/18～2/22	5	入寮
計			5回	400			



## 渋谷に事業所レスキュー隊機構が発足

### 東京消防庁

東京・渋谷区の事業所の自衛消防隊22隊による震災等大規模災害発生時の地域連携活動ネットワーク「渋谷事業所レスキュー隊機構」が発足し1月16日、その発足式が渋谷消防署で行われました。事業所レスキュー隊機構は、渋谷消防署が消防法等にもとづき、自衛消防隊を組織している事業所に対して協力を依頼し発足に至ったもので、今後は、“継続性を持った機構”として維持発展させていくため、防災の日や防災とボランティアの日等で合同訓練を実施し、活動能力の向上とネットワークの強化を目指していきます。



事業所レスキュー隊による訓練風景

## 新型インフルエンザ対応訓練に参加

### 京都市消防局

京都市消防局は2月2日、市役所前広場で行われた新型インフルエンザ対応訓練(主催・京都市)に感染の拡大を防止するため参加しました。訓練は、「外国人観光客2名が重いインフルエンザ症状を発症した」との想定で、市民に対して京都市の新型インフルエンザ対策が万全であることを示し、その不安を解消することを目的に実施されました。救急隊は、消防局が所有する「アイソレータ」を搭載した救急車で患者1名を市立病院へ搬送し、患者発生に伴う搬送、医療機関受入れ体制等を確認しました。



インフルエンザ症状を発症した患者を搬送する救急隊

# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 「ISO 14001」の認証を取得

### 茨木市消防本部

茨木市消防本部は2月1日、「ISO 14001」の認証を取得したのに伴い、審査登録機関より登録証を授与されました。登録活動範囲は、消防本部が行うすべての活動で、救急業務で使用する挿管器具類を滅菌する装置から放出される有毒なガスは無毒化する装置の整備、高機能消防総合情報システムを整備し、消防車両の現場到着時間の短縮化を図り焼損面積の削減を目指す等、消防の特色を活かした環境配慮活動を積極的に推進しています。なお、消防本部が単独で認証取得するのは関西初(全国では2番目)となります。



「ISO 14001」の登録証を受け取る河井 亨消防長

## 四国霊場51番札所・石手寺で防火訓練を実施

### 松山市消防局

松山市消防局東消防署は1月24日、国宝建造物、重要文化財を数多く収蔵する四国霊場51番札所・石手寺を対象に文化財防火訓練を実施しました。訓練は、「石手寺本堂北側の山林から火災が発生し、石手寺本堂に延焼拡大の危険が迫っている」との想定で行われ、石手寺自衛消防隊を中心に地元消防団、女性防火クラブと連携して、火災発見から通報、本堂内にある重要文化財の持ち出しから、消火、防護活動までを実践しながらに実施しました。訓練を通して貴重な遺産を守っていくことの重要性を再認識しました。



文化財防火訓練で消火、防護活動を行う消防隊

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

## 消防研究センターの一般公開の実施について

消防研究センター

消防研究センターは科学技術週間（4月16日（月）～22日（日））における行事の一環として、下記のとおり一般公開を行います。

記

### 1. 概要

当センターにおいて行っている消防防災の科学技術に関する基礎から応用までの幅広い研究、開発の内容について紹介します（公開項目等の詳細については次号に掲載する予定）。

### 2. 日時

平成19年4月20日（金）10：00～16：00

### 3. 対象

一般（入場無料）

### 4. 問い合わせ先

消防研究センター研究企画部  
電話：0422-44-8331  
（内線 137, 164, 131）

## 1月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防参第 1号	平成19年1月 4日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部参事官	生物・化学テロ対応資機材の通算貸与年数の変更について
消防災第 3号	平成19年1月 5日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	地方公務員の消防団への入団促進について（通知）
消防災第 4号	平成19年1月 5日	各都道府県教育長	消防庁国民保護・防災部防災課長	公立学校の教職員の消防団活動に対する配慮について（依頼）
消防災第16号	平成19年1月11日	各都道府県消防防災主管部長 各都道府県砂防主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長 国土交通省河川局砂防部砂防計画課長	土砂災害対策に対する防災訓練の実施について
消防予第11号	平成19年1月17日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手の施工に当たっての留意事項について
消防予第17号	平成19年1月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について
消防予第19号	平成19年1月19日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	基準の特例を適用した検定対象機械器具等の取扱いについて（通知）
消防予第23号	平成19年1月22日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	防災品の普及啓発用ビデオ（DVD）について
消防予第27号	平成19年1月23日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁長官	平成19年春季全国火災予防運動の実施について
消防予第30号	平成19年1月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	カラオケボックスに係る防火対策の状況の再点検実施について
消防予第32号	平成19年1月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	平成19年春季全国火災予防運動実施要綱の取扱いについて
消防特第 9号	平成19年1月26日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	大容量泡放水砲等の配備に伴う石油コンビナート等防災計画の修正等について（通知）
消防特第10号	平成19年1月26日	関係道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	広域共同防災規程作成指針及び広域共同防災規程作成指針の概説等について（通知）
消防救第 8号	平成19年1月30日	各道府県消防防災主管課 東京都災害対策部応急対策課	消防庁救急企画室	「平成18年版 救急・救助の現況」の送付について
消防災第51号	平成19年1月30日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	消防団への入団促進について（通知）

## 広報テーマ

3 月		4 月	
①地域に密着した消防団活動の推進	防災課	①防火対象物の防火安全対策の徹底	予防課
②少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	防災課	②消防団活動への理解と協力の呼びかけ	防災課
		③林野火災の防止	特殊災害室
		④地震に対する日常の備え	防災課

## 編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)  
電 話 03-5253-5111  
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社